

新首都 IKN における税制
および関税優遇措置の実
施^{P1}

新首都 IKN における税制および関税優遇措置の実施

2024 年 5 月、政府は財務大臣規則 PMK-28¹を公布し、「Nusantara」と命名される首都 (Ibu Kota Negara bernama Nusantara/以下「IKN」)における税制および関税優遇措置を規定しました。

PMK-28 は、IKN の優遇措置を規定していた GR-12²の実施規則として適用されます。GR-12 の詳細については、[TaxFlash No.01/2023](#) をご参照ください。PMK-28 では、行政手続き、投資規定、義務、禁止事項、例外規定に関する事項について、いくつかの更新とより詳細な内容を規定しています。

この規定の主な内容は以下の通りです。

1. 所得税優遇措置

a. IKN および提携地域における法人所得税減税

適用要件および投資基準

GR-12 では、IKN または提携地域 (Daerah Mitra, DM) への投資額が 100 億ルピア以上の国内法人納税者は、法人所得税が 100%または 50%減税されます。PMK-28 では、この優遇措置を受けるには、納税者は以下の条件を満たさなければならないと規定されています。

- 国内納税者であること
- IKN および・または DM に本社および・または事業部門を置き、事業活動を行っていること
- インドネシアの法人格を有していること
- IKN の発展を促進する戦略的価値を持つ事業分野、または DM におけるインフラ事業および公共サービス分野への投資を行っていること

また、上記 d) で記載された投資とは、以下の条件を満たす有形固定資産への投資を指します。

- IKN および・または DM のヘルスケア、研究、イノベーション、建設分野への投資の実施に必要な機械および設備の一部を除き、新品で購入されたもの

¹ 財務大臣規則 2024 年第 28 号 (PMK-28) 2024 年 5 月 16 日公布・発効

² 政府規則 2023 年第 12 号 (GR-12) 2023 年 3 月 6 日公布・発効

- ii. オンライン・シングル・サブミッション(OSS)機関が発行した事業許可の日付以降に取得されたもの
- iii. 商業生産等開始前に取得されたもの、および
- iv. タックスホリデー、税額控除、KEK-タックスホリデー、特別控除、および労働集約型産業優遇措置を受けたことがない投資であること

申請手続きと行政手続き

この優遇措置の適用を申請するには、まず納税者は OSS システムからビジネスライセンスを取得する必要があります。OSS システムでは、各納税者が要件を満たしているかどうかを審査します。要件を満たしている納税者には、法人所得税減税措置の申請が可能である旨の通知が発行されます。この申請は、事業開始前、かつ OSS システムによるビジネスライセンス発行日から 1 年以内に提出する必要があります。他の国内納税者にその株式等を所有されている申請者は、国内株主の納税証明書(Surat Keterangan Fiskal、SKF)を提出する必要があります。

事業開始後、納税者は、OSS システムを通じて、特定の添付書類をアップロードし、申請者の SKF を取得することにより、優遇措置の適用を再度申請しなければなりません。優遇措置の適用の承認は、税務総局(DGT)が実施する実地調査の結果に基づいて、大臣が決定します。この調査は、納税者が当初の申請時に満たしていた要件を納税者が引き続き満たしているかどうかを確認するために行われます。調査期間は、納税者に税務調査通知書が発送されてから最長 45 営業日以内で、一般的なタックスホリデー優遇措置と同じプロセスです。

優遇措置の承認を取得した納税者は、承認決定から 2 年以内に投資計画の実現(投資計画の 50%以上)を行い、実現報告書を提出し、優遇措置を受けた投資と受けない投資を区分して経理処理することが義務付けられています。

源泉徴収税(WHT)の免税優遇措置

PMK-28 では、この優遇措置の承認を取得した納税者は、以下の源泉徴収税が免除されると規定されています。

- a) 主な事業活動から得た収入、および
- b) 戦略的事业部門およびインフラ・公共サービス事業部門における主な事業活動に関連して行われる物品・材料の購入または輸入

WHT の優遇措置は、所得税法第 22 条、第 23 条、第 4 条第 2 項(建設サービスおよび土地・建物の賃貸事業、L&B/Perjanjian Pengikatan Jual Beli/PPJB に関する土地・建物の売却・購入契約に基づくものを含む)に基づき、税金免除申請書(Surat Keterangan Bebas、SKB)を通じて適用されます。50%の法人所得税減税措置の適用を受ける納税者は、それに伴い源泉所得税の 50%が免除されます。

b. 金融センターにおける法人所得税減税と源泉徴収税免除

適用要件、手続き、禁止事項

IKN 金融センターで金融サービス事業を行う納税者は、法人所得税を 100%または 85%減税することができます。この優遇措置を受けるには、納税者は以下の要件を満たす必要があります。

- a) 国内法人納税者または恒久的施設(PE)を通じて事業を行う外国法人納税者であること
- b) IKN の金融センターで投資を行い、金融セクターの事業活動を行っていること、および
- c) 法人所得税減税措置の付与に関する決定が下されていない投資を行っていること

PMK-28 は、GR-12 で定められた事業活動リストに、シャリア原則に基づく事業活動が含まれていることを規定しています。また、PMK-28 は、デジタル金融資産(暗号資産を含む)、国内民間企業の開発に携わる企業、協同組合、中小企業など、その他の金融サービス活動に分類される事業活動のリストも提供しています。

この優遇措置の申請手続きは、上記の IKN および DM における法人所得税減税の申請手続きと同様です。

国内納税者または恒久的施設(PE)が、IKN・DM における開発、建設、経済活動の資金調達を目的として融資を受けた場合、その融資をその目的以外で使用することは禁じられています。他の納税者に融資を譲渡することも禁じられています。この規定に違反した場合、IKM・DM で規定されている法人所得税優遇措置は取り消され、発生した費用は損金として計上できません。

WHT 優遇措置の対象となる申請者

PMK-28 では、この優遇措置の承認を受けた納税者は、以下の源泉徴収税が免除されると規定されています。

- a) 主たる事業活動から得た収入、および
- b) 主たる事業に関連して行われる物品・材料の購入または輸入

上記の源泉所得税の優遇措置は、所得税法第 22 条、第 23 条、第 4 条第 2 項(定期預金およびその他の貯蓄、株式取引、債券および国債の利息、短期証券市場で取引される短期証券の利息または割引)に基づき、SKB を通じて適用されます。85%の法人所得税減税措置の適用を受ける納税者は、それに伴い源泉所得税の 85%が免除されます(すなわち、源泉所得税の 15%は支払義務があります)。

外国税対象者が受ける所得に対する源泉徴収の優遇措置

外国税対象者が IKN 金融センターへの投資から得た所得に対して、10 年間源泉徴収が免除されます。PMK-28 では、外国税対象者とは、所得の受益者(実質所得者)である法人または個人で外国税の対象者(PE を除く)と定義されています。PMK-28 で規定されている実質所得者に関する規定は、租税条約上の軽減措置を受けるための外国居住者の居住地証明書に関する要件で規定されているものと同等です。

また、外国税対象者に関するその他の管理規定(コンプライアンスモニタリングなど)についても、PMK-28 で詳しく説明されています。

c. IKN への本社・地域本部の設立・移転に対する法人所得税減税

外国の税務上のステータスを有する企業、または国内納税者であって、インドネシア国内に本社または地域事務所(以下「HQ・RO」)を IKN に設立または移転する企業は、法人所得税減税措置を受けることができます。

外国税対象者については、IKN における HQ・RO として行う主たる事業から生じるすべての所得に対して優遇措置が適用されます。一方、国内の納税者については、IKN における HQ・RO の主たる事業のうち、IKN エリア内の事業者(Pelaku Usaha、PU)および、またはコミュニティから生じた所得に対して優遇措置が適用されます。

PMK-28 では、外国税対象者と国内納税者が満たすべき基準として、以下の項目を追加しました。

- a) 外国税対象者:
 - ✓ インドネシア国外に少なくとも 2 つの関連会社および/または関連事業体(子会社、支店、合弁会社、またはその他の類似事業体)を有すること

- ✓ IKN に経済的実質があること
- ✓ インドネシアで有限責任会社の形態の法人を設立すること
- ✓ 法人所得税減税措置の承認決定後 1 年以内に、IKN に HQ・RO の設立・移転を実現させるという確約があること - 新
- ✓ OSS システムにより発行されたビジネスライセンスを所有すること - 新
および、
- ✓ 法人所得税減税措置を受けたことがないこと - 新

b) 国内納税者：

- IKN に経済的実質があること
- インドネシアで有限責任会社の形態で法人を設立すること
- IKN 域外にある納税者企業グループの解散、清算、合併、統合、分離、事業引継ぎ、事業譲渡の結果ではなく、新規事業活動であること - 新
- 法人所得税減税措置の承認決定後 1 年以内に、IKN に HQ・RO の設立・移転を実現させるという確約があること - 新
- 管轄省庁または機関が発行したビジネスライセンスを保有していること - 新、および
- 法人所得税減税措置を受けたことがないこと - 新

PMK-28 は、経済活動基準を満たすための要件を以下のように定めています。

- a) IKN において事業活動を行っていて、その事業活動は自社の経営陣によって管理され、経営陣はその事業活動を行うのに十分な権限を持っていること
- b) 企業戦略の決定、実施、新規投資、拡大、合併・買収、関連会社の解散、財務管理および・または人事の統合など、会社および・または企業グループのための戦略的活動を実施すること
- c) 年間営業費用が少なくとも 150 億ルピアであること
- d) インドネシア人従業員を少なくとも 50 名雇用し、その全員が正社員として所得税法第 21 条に基づく源泉徴収を行っていること、および
- e) 配当、利息、使用料、および・または資産譲渡益以外の事業収入があること

この優遇措置の初回申請手続きと適用後申請手続きは、IKN と DM における法人所得税減税の場合と同様です。

d. インターンシッププログラムおよび・または職業訓練に対する特別控除

国内法人納税者が、IKN における能力ベースの人的資源開発を目的としたインターンシップおよび・または職業訓練プログラムを実施する場合、その活動のために発生した費用の最大 250% を控除することができます。PMK-28 では、250% の控除は、実際に支出した金額の 100% の控除と、さらに 150% の追加控除から構成されることが明記されています。

一般的に、PMK-28 で規定されているこれらの優遇措置（対象となる活動範囲や分野別機能、対象経費、年間費用報告書の提出義務など）は、IKN 地域外の一般納税者が利用できる同じカテゴリーの経費に対する特別控除を規定した PMK-128³ の規則と類似しています。ただし、PMK-128 では特別控除額が 250% に制限されているのに対し、PMK-28 では 200% に制限されている点異なります。

³ 財務大臣規則 No.128/PMK.010/2019 (PMK-128) 2019 年 9 月 9 日公布・発効。PMK-128 の詳細については、[TaxFlash No.15/2019](#) をご参照ください。

e. 研究開発(R&D)活動に対する特別控除

国内法人で、IKNにおいて特定の研究開発活動を行う事業所を有する納税者は、一定期間に発生した費用の最大 350% を控除することができます。PMK-28 では、350% の控除は、実際に支出した金額の 100% の控除と、さらに 250% の追加控除(実施する研究開発の種類によって異なる)から構成されることが規定されています。

PMK-28 に基づく追加 250%控除の配分内訳は以下の通りです。

- a. 研究開発活動により、インドネシアの知的財産権担当部局に登録された特許権または植物品種保護(PVP)権という形態の知的財産権(IPR)を取得した場合、50% の追加控除が適用される
- b. (a) の知的財産権が海外の知的財産権担当部局にも登録されている場合、25% の追加控除が適用される
- c. 研究開発活動が商品化段階に達した場合、125%の追加控除が適用される
- d. (a)、(b)、(c)の研究開発活動が、インドネシアの政府系研究開発機関または高等教育機関との協力により実施された場合、50%の追加控除が適用される

一般的に、PMK-28 で規定されているこれらの優遇措置(対象となる活動範囲、対象となる費用など)に関する規定は、IKN 地域外の一般納税者が利用できる同じカテゴリーの費用に対する特別控除を規定した PMK-153⁴ の規則と類似しています。ただし、PMK-153 では特別控除額が 350%に制限されているのに対し、PMK-28 では 300%に制限されているという違いがあります。

申請が承認された納税者は、毎年、研究開発費報告書および追加控除額の算出に関する報告書を、国税総局(DGT)および財政政策庁長官(Badan Kebijakan Fiskal, BKF)ならびに新首都庁長官(Kepala Otorita)に、年次申告(Annual Income Tax Return, AITR)の提出期限までに提出しなければなりません。

f. 公共施設、社会施設、および・またはその他の非営利施設の建設にかかる寄附の特別控除

国内法人納税者が、IKN 内の公共施設、社会施設、および・またはその他の非営利施設の建設費用として、金銭、物品、および・または費用を寄附した場合、その支出額の最大 200% を控除することができます。PMK-28 では、200% の控除は、実際に支出した金額の 100% の控除と、さらに 100% の控除から構成されるものと規定されています。ただし、当該寄附が寄附者の IKN における事業活動上の義務および・または費用に該当する場合は、控除の対象外となります。

この控除を受けるための要件は以下の通りです。

- ✓ 納税者は前年度の年次申告で課税所得を計上していること
- ✓ 寄附によって当該課税年度に損失が生じないこと
- ✓ 寄附には有効な証拠書類が添付されていなければならないこと
- ✓ 寄附が物品または費用による拠出の形態である場合、納税者は IKN の当局から技術的および仕様に関する承認を取得しなければならないこと、および
- ✓ 納税者は SKF を取得しなければならないこと

⁴ 財務大臣規則 No.153/PMK.010/2020(PMK-153)2020 年 10 月 9 日公布・発効。PMK-153 の詳細については、[TaxFlash No.42/2020](#) をご参照ください。

この優遇措置を利用するには、納税者は、寄附を行う前に OSS システムを通じて当局長に申請書を提出する必要があります。承認されれば、寄附を行った後に控除を受けることができます。費用は発生した年に最初の 100% が控除され、残りの 100% は当該寄附にかかる施設等が当局長に引き渡された年に控除されます。

申請および報告義務(義務を怠った場合の罰則を含む)に関するその他の規定は、PMK-28 で詳しく説明されています。

g. 政府が負担する第 21 条所得税の優遇措置

GR-12 では、特定の従業員が受領または獲得した給与所得のみが優遇措置の対象となり、その他の所得は通常の所得税の対象となることが規定されています。PMK-28 では、IKN 域外から生じた所得についても通常の所得税制度が適用されることが規定されています。

2. 付加価値税 (VAT) の非徴収措置および奢侈品販売税 (LST) の免税措置

a. IKN における優遇措置

1) VAT 非課税

VAT Non-collection Letter requirement

PMK-28 は、VAT 優遇措置の適用を受けるために VAT 非徴収通知書 (SKTD、Surat Keterangan Tidak Dipungut) が必要となる取引の詳細を規定しています。通常、SKTD は特定の戦略的課税物品およびサービスの提供時に必要となりますが、廃棄物等管理サービスなどの例外もあります。一方、特定の戦略的課税物品の輸入については、状況に応じて SKTD が必要となる場合があります。

対象者の基準

VAT 優遇措置は、以下の対象者に適用されます。

a. 戦略的課税物品の場合：

i. 個人

- 住民識別番号を持つインドネシア国民、または
- 外国当局が発行した納税者番号または住民識別番号、あるいはパスポートを持つ外国人

ii. 法人

納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak、NPWP) により証明される、インドネシアに設立されたおよび・または本拠地を置く法人。課税対象でない特定の法人の場合、NPWP は必要なし

b. 戦略的課税サービスの場合：

個人および法人は、IKN で事業活動、就労、および・または居住を行っている場合、VAT の優遇措置を受けることができます。このステータスを証明する書類の詳細は、PMK-28 に規定されています。

戦略的課税物品およびサービスの範囲

GR-12 では、以下のような VAT 非課税優遇措置の対象となる戦略的課税物品およびサービスがすでに導入されています。

- a. 戦略的課税物品:
 - i. 土地付き住宅、アパート、オフィス、店舗・ショッピングセンター、および・または倉庫などの新築物件で、対象者に引き渡されるもの
 - ii. 国内で製造された電気自動車で、IKNに登録され、対象者に引き渡されるもの、および
 - iii. IKNでの準備、建設、移転、開発活動に必要なその他の戦略的課税物品で、補助金から調達され、物品の交付前に物品の補助金登録が行われたもの
- b. 戦略的課税サービス:
 - i. 対象となる受給者に提供される一戸建て住宅、アパート、オフィス、店舗・ショッピングセンター、および・または倉庫の賃貸料
 - ii. 特定の公共インフラ建設サービス(PMK-28で適用範囲が拡大された)
 - iii. 廃棄物等管理サービス、および
 - iv. IKNにおける準備、建設、移転、開発活動に必要なその他のサービス

PMK-28では、VATの非課税優遇措置を享受している戦略的課税物品は、以下のことができると規定されています。

- a. 第三者に貸し出すことができること、および
- b. 課税物品が引き渡された日から4年以内に
 - i. 本来の用途で使用されなければならない
 - ii. 第三者に譲渡してはならない、および
 - iii. 自動車の場合は、IKNで警察登録番号を取得しなければならない

PMK-28では、戦略的課税物品およびサービスの各種類について詳しく規定されています。そのうちいくつかの品目についてより詳しい説明を以下に示します。

- 一戸建て住宅およびアパート

この優遇措置における一戸建て住宅およびアパートの定義と要件は、戦略的課税物品に適用される現行のVAT優遇措置の要件と概ね同様です。PMK-28の規定で注目すべきは以下の通りです。

- ✓ 頭金を受け取った日から最長2年(一戸建て)または4年(集合住宅)以内に、すぐに使用できる状態で引き渡さなければならない。
- ✓ 外国人に譲渡される住宅は、最低50億ルピアで販売価格を設定しなければならない
- ✓ 本優遇措置は、1個人につき1物件のみ適用される
- ✓ 本優遇措置を利用できる団体・省庁・機関が所有する物件は、公務員の住宅目的のみに使用され、提供される物件の数は、1年間IKNに雇用され、優遇措置により政府が負担する所得税第21条の対象となる従業員の数に等しい数までとする

- 電気自動車

戦略的課税物品の対象となる電気自動車は、以下のものです。

- ✓ 電気モーターで駆動し、車両内のバッテリーまたは外部から直接電力供給を受けるもの
- ✓ IKN 運転許可証が付与された個人用車両および公共交通車両
- ✓ 二輪車、三輪車、四輪車、四輪以上の車両
- ✓ IKN および、または IKN 以外の地域(カリマンタン島内)で使用されるもの、および
- ✓ IKN 内の VAT 課税対象事業者(PKP、Pengusaha Kena Pajak)である正規販売代理店から納入されるもの(一部例外あり)

二輪車、三輪車、四輪乗用車の国内部品レベル基準は、工業省の規制に基づいています。その他の種類の電気自動車は、国内部品レベル値の最低値である 20%を満たさなければなりません。

- 廃棄物等管理

廃棄物等処理サービスは、以下のものです。

- ✓ IKN で提供されること、および、
- ✓ IKN にある廃棄物処理施設で実施されること。ただし、廃棄物の修復および管理、その他の廃棄物活動に関するインドネシア標準産業分類には適用されない

PKP が廃棄物等処理から生じる課税対象物品を譲渡する場合、その譲渡には VAT が課されます。

2) LST の免除

GR-12 では、IKN で事業活動を行う個人、団体、省庁・機関が提供する高級住宅については、LST が免除されると規定されています。この優遇措置の適用には SKB の申請が必要です。

PMK-28 は、IKN で事業活動および、または業務を行う個人および団体、省庁・機関に対する要件を詳細に規定し、その要件は戦略的課税サービス受給者と同様です。

b. DM における優遇措置

GR-12 では、DM の開発に関連する建設サービスの提供にかかる VAT 非課税優遇措置の適用対象となる事業分野がすでに規定されていました。この優遇措置は、IKN および DM において法人所得税減税を認められ、SKTD を取得した納税者だけが利用できます。

PMK-28 では、対象となる事業分野は、以下の形態の物理的なインフラストラクチャーまたは建築設備の建設であると規定されています。

- a. 新エネルギーや再生可能エネルギーを含む発電にかかる建物、
- b. 有料道路、港湾、空港にかかる建物、および
- c. 浄水供給にかかる建物、

また、それらの運営のための建物も含まれます。

上記の規定を満たさない場合、状況によっては、それまでの非徴収 VAT・免除されていた LST の支払義務が生じる可能性があります。

3. 輸入優遇措置

GR-12 で既に導入されており IKN で提供されている輸入優遇措置の目的に応じて、PMK-28 は次のように輸入関税について詳細な情報を提供しています。

- IKN および DM の公共の利益 - (一時的な) 反ダンピング輸入関税、(一時的な) 相殺関税、(一時的な) セーフガード輸入関税、(一時的な) 報復輸入関税を含む
- IKN および DM における産業建設および開発事業 - (一時的な) 反ダンピング輸入関税、(一時的な) 相殺関税、(一時的な) セーフガード輸入関税、(一時的な) 報復輸入関税は含まない

PMK-28 では、工業建設および開発活動のための製品・サービスを生産する産業の企業が IKN および DM に輸入する資本財に対する輸入関税および・または輸入税の優遇措置は、輸入申告日から 4 年以内に資本財が譲渡された場合は適用されないという規定も追加されています。資本財が 4 年以内に譲渡された場合、納税者は輸入関税および・または輸入税を支払う義務が生じ、譲渡状況によってはさまざまな制裁措置の対象となる可能性があります。

GR-12 および PMK-28 で規定されている条項を満たさない場合、状況によっては、免除されていた輸入関税および輸入税の支払い義務が生じるほか、状況によっては罰金という行政処分が課されることもあります。

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo-c@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Adrian Hanif
adrian.hanif@pwc.com

Irene Satyanagara
irene.satyanagara@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sukma Alam
sukma.alam-c@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Surendro Supriyadi
surendro.supriyadi-c@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Made Natawidnyana
made.natawidnyana@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto-c@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali-c@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Avinash Rao
a.rao@pwc.com

Marlina Kamal
marlina.kamal@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Nicholas Sugito
nicholas.sugito@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Nikolas Handradjid
nikolas.handradjid@pwc.com

William Christopher
william.christopher@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Novie Mulyono
novie.mulyono@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Yuliana Kurniadaja
yuliana.kurniadaja@pwc.com

Esa Perdana
esa.perdana@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com


Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2024 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

